〇香南香美老人ホーム組合情報公開条例施行規則

平成２９年３月３１日

規則第８号

（趣旨）

第１条　この規則は、香南香美老人ホーム組合情報公開条例（平成２９年条例第８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開の請求）

第２条　条例第８条に規定する請求書の提出は、情報公開請求書により行うものとする。

（決定通知）

第３条　条例第９条第３項及び第４項に規定する通知は、次の各号の当該各号に定めるところにより行うものとする。

（１）　請求された情報の全部を公開するとき　公開決定通知書

（２）　請求された情報を非公開とするとき　非公開決定通知書

（３）　請求された情報を部分公開するとき　部分公開決定通知書

（決定の延長通知）

第４条　条例第９条第２項に規定する通知は、決定期間延長通知書により行うものとする。

（第三者の意見聴取）

第５条　実施機関は、条例第９条第５項の規定により第三者に意見を述べる機会を与えるときは、意見照会書によりその第三者に対して請求に係る情報の概要及び公開請求があった旨並びに意見の提出期限を通知するものとする。

２　実施機関は、条例第９条第５項に規定する第三者が多数あるときは、必要な範囲で意見を述べる機会を与えるものとする。

３　前２項の規定により意見を求められたものが、意見を述べようとするときは、意見申述書により行うものとする。

（第三者の意見提出に係る決定）

第６条　前条の規定により第三者から意見の提出があった場合において、当該情報の公開について可否の決定をしたときは、その第三者に対し、第三者関係決定通知書により通知するものとする。

（存否応答拒否文書）

第７条　条例第１０条第２項の規定による通知は、存否応答拒否決定通知書により行うものとする。

（費用の負担）

第８条　条例第１２条第２項に規定する情報の写しの交付又は送付に要する費用は、別表のとおりとする。

（審査請求、審査会への諮問及び審査請求に対する裁決）

第９条　条例第１４条第３項に規定する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書面により行うものとする。

（１）　公開請求者が審査請求をするとき　審査請求書

（２）　審査会に諮問するとき　諮問書

（３）　審査請求に対して裁決をしたとき　審査請求裁決通知書

（実施状況の公表）

第１０条　条例第１９条に規定する実施状況の公表は、香南香美老人ホーム組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年条例第１０号）第７条の規定によりこれを行う。

（補則)

第１１条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

別表（第８条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 方法 | 費用 | 徴収時期 |
| 写しの作成 | 複写機による複写 | 白黒　　１枚（Ａ３判以内）につき１０円カラー　１枚（Ａ３判以内）につき５０円（用紙の両面に複写する場合は、片面を１枚として算定する。） | 写しの交付のとき |
| 外部業者に発注する複写等 | 当該複写等に要した額 |
| 写しの送付 | 配達郵便料金 | 郵便料金の額又は郵便料金の額に相当する郵便切手 |